

技術相談 第一報メール回答

2017.2.9(修正版)

株式会社ロイヤル



様

JET 一般財団法人 電気安全環境研究所

お申し込み頂きました下記技術相談の回答について、メールにて第一報をお知らせ致しますので、ご確認願います。

なお、技術相談では、コンサルティングに係る業務並びに製品の合否判定はできません。合否の判断を必要とされる場合は、依頼試験(備考4の①, ②のリンク先参照)により、ご確認願います。

この回答内容にご不明の点がございましたら、center@jet.or.jp 宛にメールにてお問い合わせ下さい。

(回答内容により新たな懸案事項が生じた場合は、新規のお申し込みとなりますので、ご了解下さい。)

技術相談受付番号	R16T0590
品 名	LED 照明用直流電源装置の技術基準について

1. 電気用品安全法(法第8条:基準適合義務等)の解釈について

1 ご相談の「LED 照明用直流電源装置の技術基準は、使用例①から③の適用で問題ないか」について、電気用品名(直流電源装置, LED 電灯器具)の「該非判定」は、「電気用品の範囲等の解釈について」の一(3)により“DC ジャックが容易に着脱できるか否か又は、一体不可分の状態で用いる構造の該非”で判断されますが、法第8条[基準適合義務等]の経済産業省令で定める技術上の基準は、電気用品に対して、次の(1)から(3)のように取り扱うため、使用例①, ③(使用例②を除く。)の技術基準の適用は、適正であると考えます。

(1)「使用例①」の技術基準について、旧省令第1項の基準は、電気用品名毎に定められていますので、電気用品名(直流電源装置)に対応する別表第八及び別表第十の技術基準を適用する。

(2)「使用例②」の技術基準(J60950-1)について、旧省令第2項(現:別表第十二)の経済産業大臣が認める基準は、電気用品名に対応する基準はありませんので、直流電源装置の用途に該当する基準を選択(適用)することになります。ご提示の「J60950-1」は適用範囲(下記参照)に「LED 照明器具」が含まれてないため、法第8条の技術上の基準に適合しているとは解釈できないと考えます。(J61347-1の7.1項(表示する項目:独立形ランプ制御装置の記号), 16項の沿面距離及び空間距離の基準等が異なる。)

○J60950-1/JIS C 6950-1(2012)の1.1.1[この規格の対象機器]

この規格は、電気的な事務機器及び関連機器を含み…(中略)、情報技術機器の安全性について規定する。この規格は、次のような情報技術機器について規定する。

(3)「使用例③」の技術基準(J61347-2-13)について、直流電源装置の用途は、LED 照明用の電源であることから、J61347「ランプ制御装置」シリーズの基準を適用することが妥当と考えます。

■「電気用品の範囲等の解釈について」(20141222 商局第1号)

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/kaishaku/hani/haninokaishaku_150122.pdf

ー 共通事項(P.1-P.2の一部を抜粋)

技術相談 第一報メール回答

(3) 直流を電源とする機械器具であって、器体の外部にある直流電源装置によって変換された電気をさらに接続器(容易に取り外しのできるものに限る。)を介すことにより電源として用いるものは、交流の回路に用いないものと解釈し、対象外として取り扱う。ただし、充電式かみそり等同一筐体で作られているもの…(中略)、限定された用途のために直流電源装置と当該機械器具とを一体不可分の状態で用いる構造であるときは、負荷としての当該電気用品の電気用品名をもって当該機械器具の電気用品名とする。

■別表第十二〔国際規格等に準拠した基準〕

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/kaishaku/gijutsukijunkaishaku/beppyoudai12.pdf>

①J61347-1(H25)/JIS C 8147-1:2011「ランプ制御装置—第1部:通則及び安全性要求事項」

②J61347-2-13(H26)/JIS C 8147-2-13:2014「第2-13部:直流又は交流電源用LEDモジュール用制御装置の個別要求事項」

③J55015(H20)「電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法」

【参考】

電気用品安全法の情報は、経済産業省の「<PS>E, (PS)E電気用品安全法」の欄に掲載されています。

—新着情報・トピックス (<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/index.htm>)

—法令・通達 (<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/act.html>)

備考:1 この「JET 総合支援サービス」による回答は、過去の事例(経済産業省主催の登録検査機関等連絡会議の審議結果)等に照らして JET が回答するものですが、今後の社会情勢等により、将来的には現在の回答とは異なることがあります。

2 電気用品安全法及びその技術基準に対するご質問は、その内容により、本来は JET の立場では回答できない場合があります。その場合でも、できる限り、過去の事例等から判断して JET の考えを回答していますが、疑義がある場合は、経済産業省の担当課のご判断が必要になります

3 電気用品安全法上、非対象品であっても、電気製品の安全性の確保は重要ですので、当所の「製品認証制度」や「依頼試験制度」をご利用いただき、「技術基準への適合性」を、ご確認されることをお勧め致します。

4 製品認証制度(S-JET 認証)や依頼試験等は、下記のリンク先より「申込書」をダウンロードしていただき、お近くの事業所にお申し込み頂くようお願い申し上げます。(Ctrlキーを押しながらクリック)

①S-JET認証の方式、申込方法について: (http://www.jet.or.jp/products/s_jet/index.html)

②依頼試験等の試験項目について: (<http://www.jet.or.jp/test/index.html>)

—電安法技術基準適合義務について: (<http://www.jet.or.jp/test/duty/index.html>)

—EMC電波雑音の測定について: (<http://www.jet.or.jp/test/index.html>)

③依頼試験等のお問い合わせ(見積書の発行)は、製品の形態が確認できる写真・図面、回路図及び部品リスト等の情報をご提示頂き、貴社所在地の最寄りの事業所へお問い合わせ下さい。(<http://www.jet.or.jp/info.html>)

—東京事業所 TEL:03-3466-5234 FAX:03-3466-9219 E-mail: tokyo@jet.or.jp

<http://www.jet.or.jp/company/tokyo.html>

—横浜事業所 TEL:045-582-2151 FAX:045-582-2671 E-mail: yokohama@jet.or.jp

<http://www.jet.or.jp/company/yokohama.html>

—関西事業所 TEL:078-771-5135 FAX:078-771-5136 E-mail: kansai@jet.or.jp

<http://www.jet.or.jp/company/kansai.html>

④薬事法の医療機器認証についてのお問い合わせ: (<http://www.jet.or.jp/medical/index.html>)

—医療機器認証室 TEL:03-3466-6660 FAX:03-3466-6622 E-mail: mdc@jet.or.jp

JET は、法律に基づく適合性検査の他、製品等の認証、医療機器認証、各種依頼試験、CB証明書関連業務、マネジメントシステム認証業務を行っておりますので、ご利用願います。

JET では、最新情報を皆様にご提供する「JET 情報メール配信サービス」を行っています。下記アドレスよりお申込下さい。

(<http://www.jet.or.jp/haishin/index.html>)